

練馬区地域防災計画の修正について

区では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、練馬区地域防災計画を必要に応じて適時修正している。直近では平成 30 年 3 月に、熊本地震の教訓、国の防災基本計画の修正内容等を踏まえ、修正を行ったところである。

このたび、令和元年 7 月 19 日に東京都が地域防災計画【震災編】の修正を行ったこと、また、昨年の相次ぐ大規模災害で新たに顕在化した課題を練馬区地域防災計画に反映させる必要があることから、現行の練馬区地域防災計画（平成 29 年度修正）を修正することとなった。

については、専門部会委員の意見を踏まえ、下記のとおり、現行の地域防災計画の医療救護活動に関して修正を行ったところである。

記

1 修正の視点

- (1) 東京都からの指摘事項
- (2) 区で行っている「災害対策再点検」の検討結果
- (3) 東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）の修正内容
- (4) 国の防災基本計画（令和 2 年 5 月公表）の修正内容
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症対策
- (6) その他、各部の防災対策業務において進捗した内容

2 修正箇所

実情に合わせたものに修正したほか、災害医療運営連絡会専門部会の意見、東京都の指摘等を総合的に勘案し、別紙 5-2 および参考資料のとおり修正した。

3 スケジュール（予定）

- ・ 12 月上旬 防災会議にかけ素案化
- ・ 12 月中旬～翌年 1 月 パブリックコメント
- ・ 3 月中旬 防災会議にかけ成案化